【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年２月10日
【会社名】	テイ・エス　テック株式会社
【英訳名】	TS TECH CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　　保　田　真　成
【本店の所在の場所】	埼玉県朝霞市栄町三丁目７番27号
【電話番号】	048(462)1121(大代表)
【事務連絡者氏名】	総務部広報課長　　郷　間　良　俊
【最寄りの連絡場所】	埼玉県朝霞市栄町三丁目７番27号
【電話番号】	048(462)1121(大代表)
【事務連絡者氏名】	総務部広報課長　　郷　間　良　俊
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当　335,253,600円 (注)　募集金額は、本有価証券届出書の訂正届出書提出日における見込額(会社法上の払込金額の総額)であります。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町２番１号)

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

当社は、2021年２月10日に事業年度　第75期第３四半期(自2020年10月１日　至　2020年12月31日)の四半期報告書を関東財務局長に提出いたしました。これに伴い、2021年１月29日付で提出した有価証券届出書(2021年２月２日に提出した有価証券届出書の訂正届出書で訂正済)の記載事項のうち、当該四半期報告書を参照書類に追加し、「第三部　参照情報　第１　参照書類」及び「第三部　参照情報　第２　参照書類の補完情報」を訂正するため、また、添付書類のうち、「2021年３月期第３四半期(2020年４月１日から2020年12月31日まで)の連結業績の概要」を削除するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第三部　参照情報

第１　参照書類

第２　参照書類の補完情報

(添付書類の削除)

2021年３月期第３四半期(2020年４月１日から2020年12月31日まで)の連結業績の概要

3 【訂正箇所】

訂正箇所は____を付して表示しております。

第三部 【参照情報】

第１ 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第５条第１項第２号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

(訂正前)

１ 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度　第74期(自2019年４月１日　至2020年３月31日)2020年６月22日関東財務局長に提出

２ 【四半期報告書又は半期報告書】

(1) 事業年度　第75期第１四半期(自2020年４月１日　至2020年６月30日)2020年８月６日関東財務局長に提出
(2) 事業年度　第75期第２四半期(自2020年７月１日　至2020年９月30日)2020年11月12日関東財務局長に提出

３ 【臨時報告書】

(1) １の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2021年２月２日)までに、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づく臨時報告書を2020年６月22日に関東財務局長に提出
(2) １の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2021年２月２日)までに、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第３号の規定に基づく臨時報告書を2020年７月31日に関東財務局長に提出
(3) １の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2021年２月２日)までに、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第３号の規定に基づく臨時報告書を2020年９月25日に関東財務局長に提出

４ 【訂正報告書】

訂正報告書(上記３(1)の臨時報告書の訂正報告書)を2020年10月７日に関東財務局長に提出

(訂正後)

１ 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度　第74期(自2019年４月１日　至2020年３月31日)2020年６月22日関東財務局長に提出

２ 【四半期報告書又は半期報告書】

(1) 事業年度　第75期第１四半期(自2020年４月１日　至2020年６月30日)2020年８月６日関東財務局長に提出
(2) 事業年度　第75期第２四半期(自2020年７月１日　至2020年９月30日)2020年11月12日関東財務局長に提出
(3) 事業年度　第75期第３四半期(自2020年10月１日　至2020年12月31日)2021年２月10日関東財務局長に提出

３【臨時報告書】

(1) １の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2021年２月10日)までに、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づく臨時報告書を2020年６月22日に関東財務局長に提出

(2) １の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2021年２月10日)までに、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第３号の規定に基づく臨時報告書を2020年７月31日に関東財務局長に提出

(3) １の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2021年２月10日)までに、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第３号の規定に基づく臨時報告書を2020年９月25日に関東財務局長に提出

４【訂正報告書】

訂正報告書(上記３(1)の臨時報告書の訂正報告書)を2020年10月７日に関東財務局長に提出

第２【参照書類の補完情報】

(訂正前)

参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2021年２月２日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2021年２月２日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

(訂正後)

参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2021年２月10日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2021年２月10日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。